

令和7年11月定例教育委員会会議録

令和7年11月3日 定例熊谷市教育委員会を大里生涯学習センター研修室に招集する。

○ 出席者

渋谷 昌美、小林 敏宏、加藤 道子、大石 聰一、浅尾 景子

○ 出席事務局

教育次長 三友 孝二

参事兼学校教育課長 中谷 樹

教育総務課長 小暮 洋久

社会教育課長 小澤 信行

社会教育課文化財保護・

市史編さん担当副参事 吉野 健

中央公民館長 長島 千恵

中央公民館公民館施設担当副参事 島崎 盛弘

教育総務課副課長 増田 彩子

教育総務課主査 宮尾 美和

11時15分 11月定例教育委員会開会

教育長が、令和7年11月定例熊谷市教育委員会の開会を宣言し、本会議の会議録の署名人に加藤委員を指名した。

事務局から傍聴希望者がいない旨の報告があった。

10月定例教育委員会の会議録については、出席委員全員の承認を得た。

教育長から、報告第11-3号及び議案第40号は、人事案件のため非公開とし、会議録に載せない旨の発議があり、出席委員全員が賛成し非公開で行われることに決定した。

日程第1（報告第11-1号）寄附申出について

教育総務課長から、令和7年9月11日から令和7年10月10日までの期間、ふるさと納税として4件10万2千円の寄附申出があったとの報告があった。

また、熊谷空襲関係資料として「竹井富美子氏手記」9万円相当を、さいたま市在住の方から、熊谷市立三尻小学校及び三尻中学校を主とした教育振興、並びに熊谷市の児童生徒の教育のためとして現金2,000万円を、行田市の 新藤金属株式会社 代表取締役 新藤 武次様から、それぞれ寄附申出いただいたとの報告があつ

た。

日程第1（報告第11-2号）11月教育委員会行事予定について

教育総務課長から、次回12月定例教育委員会を、11月25日(火)13時30分から、商工会館2-3会議室において開催するとの報告があった。

日程第1（報告第11-4号）令和7年度熊谷市教育委員会研修について

学校教育課長から、熊谷市教育委員会研修について説明があった。

この研修は、教職員を対象にした研修で、毎月行っている校長会・教頭会のほか、一般研修として今年度は全28の研修を用意し、教職員はその中から自分が希望する研修に参加することができるとの説明があった。

主なものとして、熊谷市に新しく着任した教職員を対象に、熊谷の教育に纏わる歴史などを学びながら市内の公共施設や史跡・文化財を巡る「市内施設巡り研修」、上級カウンセリングの資格保有者が指導者となり、生徒指導・教育相談の推進者としての技術を身につける「生徒指導・教育相談中級研修」、実際に特別支援学校を訪問し、特別支援教育の指導力向上を目指す「特別支援学級担当教員研修」などがあるが、特に「授業づくり研修」は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりや、教員が各教科の専門職としての力量をつけるための研修で、担当指導主事も研修の準備に注力しているとの説明があった。

教育公務員特例法で、教員に研修を受ける機会を与えることが定められているが、このことからも、研修の機会は一般の公務員よりも充実しているべきであり、学校教育課としても引き続き支援をしていくとの説明があった。

日程第2（議案第41号）熊谷市立地域会館条例施行規則

中央公民館施設担当副参事から、本議案は、熊谷市立地域会館条例第30条の規定を受け、地域会館の管理に関し必要な事項を定めるものであるとの説明があった。

主な内容としては6点で、まず第2条では、職員が会館に駐在しない日を定め、年末年始の休館日のほか、土日・祝日も職員は不在の旨を明記し、運営実態を明確にしている。なお、職員不在の日でも事前申請により貸館利用自体は可能である。

第3条は、窓口開設時間を9時から17時まで、ただし、正午から13時までを除く旨を明記している。運営実態の明確化を図るとともに、職員の働き方改革の視点から昼夜の確保にも配慮した。

第4条は、利用時間の区分を、「午前」、「午後1」、「午後2」、「夜間」の4区分に定め、「午前」は9時から正午まで、「午後1」は13時から15時30分まで、「午後2」は16時から18時30分まで、「夜間」は19時から21時30分までとしている。この4コマ割りは川越市の例を参考としたもので、本市の現状でも午後の

利用者は16時頃までに利用を終える場合が多いいため、実質的に空きの多い時間帯を新たに独立のコマとして設定し、活用する趣旨でもある。なお、教育委員会は、会館ごとに、時間貸しの実施も含め、利用時間の区分及び配当時間を変更することができる。

第5条は、利用申請・予約ができる時期を、団体は利用日の属する月の3か月前の月初から、団体以外は同様に2か月からと定めている。営利利用を含む法人利用（団体以外の利用）を認めるにあたり、利用申請・予約の受付開始時を学習グループや自治会などの団体に有利に設定することにより、これら従前からの利用者を優遇する形でのすみ分けを促すものである。

第6条は、利用を許可できない場合として、商品販売等の営業活動である場合、政治上又は宗教上の勧誘活動が含まれる場合、3日を超えて継続利用する場合などを規定している。なお、営業活動関係については、緩やかに解釈・運用する予定で、例えば、講座等で使う用品の販売、活動の成果物の展示即売会、地域でのバザー実施、地域の祭り等での屋台出店、熱中症対策としての飲料の販売などは認めていく方針である。

第8条は、備品等の附属設備の使用料に関する規定で、具体的には別表において規定している。

施行期日は、条例と同様、今後制定予定の熊谷市立地域会館条例の施行期日を定める予定で、4つの地域会館の竣工時期の見通しが立った段階で、同規則を教育委員会に改めて提案するとの説明があった。

（議案は、原案どおり可決）

日程第2（議案第42号）熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

中央公民館施設担当副参事から、本議案は、熊谷市教育委員会事務専決規程の一部を改正するものであるとの説明があった。

内容は、公民館や地域会館に関し、教育次長及び課長の専決権限を定めるもので、ここでいう「課長」とは、公民館長を指している。従前は慣例によりケースバイケースでの対応であったと思われる点について、専決権限を明確化することで所管部門の迅速な対応を可能とし、市民・利用者のサービス水準の維持・向上を図るものであると説明があった。

具体的な権限については、改正案の表の項目の1番目「休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること」、2番目「臨時に職員を派遣し、又は駐在させること」及び5番目「利用時間の区分及び配当時間を変更すること」については、いずれも1か月以内は教育次長、1週間以内は館長がそれぞれ専決し、3番目「窓口開設時間を臨時に変更すること」及び4番目「施設の利用を許可し、許可に係る事項を変更し、許可に係る利用について条件を付し、又は許可を取り消すこと」については、

いずれも館長が専決するものである。

なお、施行期日は、令和8年4月1日であるとの説明があった。

(議案は、原案どおり可決)

(その他) 後援等承認決定した事業一覧について

教育総務課長から、令和7年9月16日から令和7年10月15日までに後援等承認決定した事業が10件あったとの報告があった。

日程第1（報告11-3号）非公開

日程第2（議案第40号）非公開

(議案は、原案どおり可決)

ほかに報告はなく、教育長の宣言により、令和7年11月定例熊谷市教育委員会を閉会した。

(11時35分 閉会)

署名 教育長 渋谷 昌美

委員 加藤 道子